

社会福祉法人和泊町社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人和泊町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定並びに評議員選任・解任委員会運営規程等の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員、第三者委員、生活福祉資金調査委員会委員をいう。

(報 酬)

第3条 以下の役員等には、次のとおり報酬を支給する。

(1) 理事 (会 長)	月 額	60,000円
(2) 理事 (副会長)	年 額	48,000円
(3) 理 事	年 額	30,000円
(4) 監 事	年 額	30,000円

(費用弁償)

第4条 以下の会議等に出席する場合は、次のとおり費用を弁償する。ただし、監事が行う会計監査業務については、日額10,000円を弁償する。

(1) 理 事 会	日 額	5,000円
(2) 評 議 員 会	日 額	5,000円
(3) 評議員選任・解任委員会	日 額	5,000円
(4) 前各号以外の会議等	日 額	3,000円

2 前項第4号の会議等とは、第三者委員の相談・苦情の直接受付、立会い、現状調査業務並びに会長が必要と認めた会議等をいう。なお、前項に規定する会議等に連続して出席する場合は、どちらか費用弁償の高い日額を費用として弁償する。

(報酬等の支給)

第5条 報酬の支給は、次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は、会長業務に従事した月の翌月10日以内に通貨をもって本人に支給する。ただし、年間の総支給額は、720,000円以内とする。
- (2) 副会長、理事及び監事の報酬は、年度内に行う法人業務に対し、毎年度3月に通貨をもって本人に支給する。

2 理事又は監事が、辞任により任期途中で退任したときの報酬は、第3条に規定する報酬額を12で除した額に、退任する日が属する月までの月数を乗じて得た額とし、

その都度、支給するものとする。また、後任の理事又は監事に対しては、その残額を支給するものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

4 報酬及び費用弁償は、別紙1（振込口座指定及び同意書）により、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。ただし、本人が、別紙2（報酬等辞退届）により、報酬及び費用弁償の辞退を届け出た場合は、支給しないものとする。

（公表）

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成10年 4月 1日施行する。

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人和泊町社会福祉協議会役員報酬及び出会費用に関する規程（平成10年4月制定）は廃止する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。（定款変更）

ただし、この規程の適用は、平成28年度会計のうち、最終のものに関する定時評議員会終結後からとし、評議員選任・解任委員会委員の報酬については、定款変更認可後から適用する。社会福祉法人和泊町社会福祉協議会役員等報酬規程（平成16年4月制定）は廃止する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。（会長報酬の改定等）

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。（費用弁償の改定等）

この規程は、令和 3年 6月24日から施行する。（生活福祉資金調査委員会関係の廃止）

この規程は、令和 4年10月 1日から施行する。（費用弁償の追加等）

別紙1 (第5条関係)

振込口座指定及び同意書

令和 年 月 日

社会福祉法人

和泊町社会福祉協議会長 殿

住所：和泊町 _____

氏名： _____ 印

私は、役員等の報酬等に関する規程第5条の規定に基づき、貴会から支給される報酬及び費用弁償については、下記の金融機関口座を指定し、振り込むことに同意いたします。

記

金融機関名 (支店名等)	<input type="checkbox"/> あまみ農協 <input type="checkbox"/> 鹿児島銀行 <input type="checkbox"/> 奄美大島信用金庫 <input type="checkbox"/> 奄美信用組合 <input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行		<input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 店名
口座番号			
預金種類			
ふりがな			
名義人氏名			

※金融機関名欄は、該当する事項に☑をお願いします。なお、上記金融機関名欄に該当するものがない場合は、空欄に正式名称をご記入下さい。

別紙2（第5条関係）

報 酬 等 辞 退 届

社会福祉法人和泊町社会福祉協議会会長 殿

私は、役員等の報酬等に関する規程第5条の規定に基づき、貴会から支給される報酬及び費用弁償の受領を辞退いたします。

令和 年 月 日

（提出者）

住 所： 和泊町

氏 名： ①